



_ Lながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

特集 【特集】労働契約について~労働条件通知書を確認しよう~

仕事に就く際、労働者と使用者との間で、「働きます」「雇います」という約束が『労働契約』です。 どのような条件で働くかといった契約内容も労働者と使用者の合意で決めるのが基本です。また、労働 契約を結ぶことによって、双方がその契約内容について義務を負うことになります。

私たちがトラブルなく安心して働くことができる職場環境を実現するためには、自分の労働条件をき ちんと確認・理解して働くことがとても大切です。

そこで今回は、労働契約、また、『労働条件通知書』についてご紹介します。

■労働契約と労働条件通知書

ある程度の労働条件は、求人情報等に掲載されている他、面接でも話題にあがることはあるかと思い ます。ただ、それが口約束になると、それぞれの主張に食い違いが生じてしまうなどの懸念があります。 そのため、労働契約を結ぶ際には、使用者が労働者に対して、賃金・労働時間・休日等の労働条件を明 示し、さらに、特に重要な項目については、書面の交付により明示しなければならないと労働基準法で も定められています。それらの労働条件を書面にしたものが、『労働条件通知書』です。

※労働契約を結ぶと、そこに記載された条件に同意したことになるので、契約の内容はきちんと把握し ておきましょう。

■『労働条件通知書』交付の対象者

労働条件通知書は、使用者が労働力として雇う人すべてに発行する必要があります。 正社員だけではなく、パートやアルバイトなどの非正規労働者(短時間労働者や、契約 社員などの労働期間が決まっている者)に対しても発行しなければなりません。



■『労働条件通知書』での明示が必要な事項(特に重要な事項)

- ①契約はいつまでか (労働契約の期間に関すること)
- ②期間の定めがある契約の更新についての決まり(更新があるかどうか、更新する場合の判断のしか たなど)
- ③どこでどんな仕事をするのか(仕事をする場所・仕事の内容)
- ④仕事の時間や休み(仕事の始業終業時刻・残業の有無・休憩時間・休日・休暇・交替制勤務のロー テーションなど)
- ⑤賃金をどのように支払うか(賃金の決定・計算と支払い方法・締切りと支払いの時期)
- ⑥辞めるときの決まり(退職に関すること(解雇の事由を含む))

出典:知って役立つ労働法(厚生労働省)

- ◆パートタイム労働者(短時間労働者)を雇い入れた場合は、下記が加えられます。
 - ○昇給の有無 ○退職手当の有無 ○賞与の有無 ○相談窓口の明示
- ※これら以外の労働契約の内容についても、労働者と使用者はできる限り書面で確認する必要があると 定められています。

■労働問題についての相談先

○働く上での疑問や問題が、労働問題や法律違反であることも考えられます。職場で起こる様々なトラブルなどの労働問題については、下記へご相談ください。

【長崎労働相談情報センター】 フリーダイヤル 0120-783-258/ ☎ 095-821-1457

- ◆利用時間:9時~17時
- ○エールながさきでは、仕事についてのお悩みやお困りごとのご相談もお受けしています。また、月に 一度、弁護士による無料法律相談を行っております。

【**定期法律相談**】**※事前予約制** ○95-813-0800

まずはお電話いただき、相談内容をお伺いした上でご予約いただきます。お仕事や遠方で来所できない方のために電話相談も行っています。

- ◆実施日:毎月第3水曜日:13時~16時 (おひとり様 30分) ※日程が合わない場合は、ご相談ください。
- ◆予約受付:月曜日~金曜日(祝日除〈) 10 時~18 時

◆面接用の**スーツの貸出し**ができます

久しぶりに面接を受ける方、急な準備が難しい方、エールながさきでスーツの貸出しができます。 まずは、お問合せください。

★貸出しできるもの★

<男性用>スーツ・シャツ・ネクタイ <女性用>スーツ・シャツ・靴・バッグ

※事前にスーツ・シャツ・靴のサイズをお知らせください。

※貸出しは無料ですが、次の方のために必ずクリーニングをして返却をお願いします。

◆履歴書用の**写真撮影**ができます

履歴書用の写真撮影を行い、撮影した写真は無料でお渡しします。なお、撮影した写真はその場で確認いただき、撮り直しができます。お気軽にお問合せください。

◆託児のご利用ができます ※事前予約制

小さなお子様連れでも安心してご相談できるよう、お子様の一時預かりが可能な託児室・授乳室を設置しています。ご利用については、事前予約制ですので、お問合せください。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内 TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ https://www.yell-nagasaki.jp

運営主体:一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき